

農政対策資料
令和3年3月

農政をめぐる情勢

目 次

- | | | |
|----|--------------------------|----------------|
| I | 規制改革推進会議農水WGが農協改革等の議論を開始 | ··· ··· ··· 1 |
| II | みどりの食料システム戦略、中間取りまとめ案公表 | ··· ··· ··· 19 |

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 規制改革推進会議農水WGが農協改革等の議論を開始

3月5日、規制改革推進会議農林水産WGが会合を開き、農協改革等に関し、農水省やJAグループにヒアリングを行った。

会合では、WG委員から、農家の所得向上などの成果を具体的なデータで示すべきとの意見が挙がった。

II みどりの食料システム戦略、中間取りまとめ案公表

3月5日、農水省は環境負荷の軽減と農業生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針「みどりの食料システム戦略」の中間取りまとめ案を公表した。

中間とりまとめ案では、2050年までに化学農薬の使用量半減、化学肥料の使用量3割減、有機農業を全農地の25%に拡大等といった生産体系を大きく転換する方針・数値目標が提示されている。

| 規制改革推進会議農水WGが農協改革等の議論を開始

— 農業者の所得向上・KPI（重要業績評価指標）を要求 —

1. 規制改革推進会議農林水産WG

- 3月5日、規制改革推進会議農林水産WGが会合を開き、農協改革等に関し、農水省やJAグループにヒアリングを行った。
- この会合には、農林水産省が説明資料「農協改革の推進について」(別紙1)、「JAグループにかかる独占禁止法違反行為を防止するための取組について」を提出している。また、全中、全農、農林中金、公正取引委員会からも説明資料が提出されている。

【農林水産省の提出資料「農協改革の推進について」(HP公開資料より抜粋)】

農協改革のこれから課題

※資料の青字箇所は下線太字に修正

農協改革については、農業者の所得向上に向けた一層の資材価格の引下げやJAバンクグループの資金の農業者のための環流などの課題が残されており、これまでの改革の実施状況を踏まえつつ、引き続き自己改革を進めていく必要がある。

これまでの改革の実施状況（販売事業関係）

実需者への直接販売や外部事業者との連携等を通じて販売網の拡大や価格交渉力の強化を進めるなど、農業者の所得向上に資する取組を継続させ、取組が不十分な農協については取組を強化していく必要。

J Aによる自己改革の取組

農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化していくためにも、信用事業をはじめとして農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農業を支える農協経営の持続性をいかに確保していくかが課題。

組合員の事業利用の現況

これまでの調査において、信用事業のうちの貸出を除き正組合員の利用が准組合員の利用を上回る結果。

組合員の組織運営への参画状況

農協において、正組合員はもちろん、准組合員の意見・要望も把握して、事業を運営していくことが求められ、優良事例を参考にしつつ、各農協において准組合員の意思反映の方策を検討することが重要。

1. 准組合員の声を把握し、農協運営に反映する取組の例

- 対話・訪問活動やアンケート調査を行い、事業運営に反映
- 店舗利用者懇談会・利用者モニターに選定し、積極的に意見聴取
- 集落座談会・支店運営委員会への出席を積極的に呼びかけ、議論を活発化
- 准組合員だけの利用者組織を設置し、活発な意見交換を促進

- 総（代）会への積極的な出席を呼びかけるほか、准組合員にも総代として総代会に参加してもらい、その意見を積極的に聴取
- 准組合員を理事、監事又は経営管理委員に登用

2. 個別の農協の取組例（略）

検討

1. 農協において、農業者の所得向上に向けた終わりのない改革に自律的に取り組み続けていくにはどうすべきか。
 - 各農協において、農業者の所得向上のための具体的な行動（※）を主体的に実行していく仕組みを体系化。

※ 小売業者など実需者への直接販売や食品産業など外部事業者との連携のような販売網の拡大・価格交渉力の強化のための取組など農業者利益の拡大のために行う具体的な自己改革の内容等
2. 農協において、自己改革を継続して、健全で持続性のある経営を確立するにはどうすべきか。
 - 各農協において、中長期の収支等の見通しを適切に立てて経済事業の収益力向上に取り組み、全農等は、生産資材価格の引下げ、輸出、他業種連携、販売網の拡大等に果敢に取り組み、農協の取組を支援。
3. 農林中金などJAバンクにおいて、農業者の所得向上に向け、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等を通じ生きた資金の循環サイクルを地方で作るべきではないか。
 - 農林中金などJAバンクとして、農業者の所得向上のための農林水産業や関連産業向けの投融資活動を自ら目標を設定して着実に推進。
4. 農協において、准組合員の事業運営における意思反映やその事業利用の在り方についてどう考えるべきか。
 - 各農協において、優良事例を参考に准組合員の意思を事業運営に反映する仕組みを構築。その事業利用については、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点を踏まえ、自己改革の支障とならないよう、組合員の判断に基づくものとする。
5. 行政においても、農協によるこれらの取組の継続的な実施を確保していくにはどうすべきか。

2. 農林水産大臣記者会見

- 3月9日、野上農林水産大臣は記者会見において、農協改革・規制改革推進会議農水WGについて問われ、委員から、「農業者の所得が具体的にどれだけ向上したか等のKPIを設定すべき」等の意見があったことを紹介した。

【3月9日野上農林水産大臣記者会見概要（HP公開資料より農協改革関連抜粋）】

記者：

農協改革についてお聞きします。先日5日の規制改革推進会議の農水ワーキンググループにですね、これまでの農協改革の評価であったり、課題のまとめなど農水省として提出されておりまして、その中で、今後も改革を継続するとかですね、農業融資の強化を求めたりですね、あと准組合員については組合員の判断に基づくものとするような、まとめを提出されました。このお考えを改

めてお聞かせください。

大臣：

3月5日にですね、農協改革を議題にしまして、規制改革推進会議の農林水産ワーキンググループの会議が開催されました。会議におきましては、委員から、農業者の所得が具体的にどれだけ向上したか等のKPIを設定すべき等の意見があり、また、J Aグループから、農業者の所得向上の成果を示すために何ができるか工夫してみたいという旨の回答があつたと承知をいたしております。農林水産省としましては、今回の会議も踏まえまして、引き続き、農業者の所得向上のための自己改革の取組を促進しつつ、J Aグループや規制改革推進会議等とも議論しながらですね、検討を進めてまいりたいと考えております。

3. 今後のスケジュール

- 農協法附則において、政府は准組合員の事業利用規制の在り方について、5年間（令和3年3月までの間）、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るとしている。
- また、政府が昨年7月に閣議決定した規制改革実施計画は、4月をめどに准組合員の意思をJ Aの経営に反映する方策について検討するとしている。

農協改革の推進について

令和3年3月
農林水産省

目次

農協改革のこれから の課題	1
これまでの改革の実施状況① (組織対応等)	2
これまでの改革の実施状況② (生産資材関係)	3
これまでの改革の実施状況③ (販売事業関係)	4
これまでの改革の実施状況④ (輸出事業関係)	5
これまでの改革の実施状況⑤ (最近の取組基軸:他業種との連携の拡大)	6
J Aによる自己改革の取組	7
J Aバンクシステム	8
J Aバンクの農業・農業関連等への出融資の取組①	9
J Aバンクの農業・農業関連等への出融資の取組②	10
組合員の事業利用の現況	11
組合員の組織運営への参画状況	12
検討	13

農協改革のこれからのかの課題

- 農協改革については、農業者の所得向上に向かって一層の資材価格の引下げやJAバンクグループの資金の農業者そのための環流などの課題が残されており、これまでの改革の実施状況を踏まえつつ、引き続き自己改革を進めていく必要がある。

改正農協法附則第51条(抜粋)

- (略)
- 政府は、この法律の施行後(※施行日:平成28年4月1日)五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況を勘案し、農業協同組合に関する制度について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。
- 政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方にについて、施行日から五年を経過する日(※令和3年4月1日)までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を得るものとする。

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

- 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化に併せて検討する。
- これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第51条第2項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。
- 農業協同組合法等の一部を改正する法等の一部を改正する等の法律附則第51条第3項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

【a：令和2年度検討・結論、令和3年度措置、b、c：改正農協法施行後5年（令和3年4月）を目指して検討・結論、必要に応じて速やかに措置】

規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日 規制改革推進会議決定)(抜粋)

- 農協改革にについては、令和元年5月末までの「農協改革集中期間」における自己改革が進められ、一定の進捗が見られた。
- しかししながら、いまだ課題は残されており、引き続き自己改革を進めていく必要がある。
- 農業所得の向上に向け、一層の資材価格の引下げを図るとともに、農業者が生産を持続し得る適正な価格を維持するための価格交渉力を確保するための方策を講じる必要がある。
- 2018年度末の国内農業融資は、…総貸出残高の5.3%にとどまっており、JAバンクグループの資金を農業者のために還流するメカニズムの構築が必要である。
- 組合員の事業利用調査(令和元年9月公表)によれば、平成30年の信用事業における貸出金額の47%が准組合員…。准組合員の意思を経當にいかに反映するか検討される必要がある。

これまでの改革の実施状況①(組織対応等)

- 中央会について、新たな組織に移行するとともに、農協に対する全国中央会監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付け。
- 農協の役員については、認定農業者等を過半とする法律上の義務付けを達成。一方、女性役員の割合については、JAグループ自ら掲げた目標の達成までに更なる取組が必要。

取り組むべき改革の方向

- ・ 中央会制度を自律的に移行するため法の規定を整備する。

【都道府県中央会】
経営相談・監査、意見の代表、総合調整などをを行う農協連合会
[全国中央会]
組合の意見の代表、総合調整などをを行う一般社団法人に移行

- ・ 農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付けるため法の規定を整備する。
- ・ 農協が選択すれば、農林中金・信連への信用事業を譲渡し、自らはその代理店等として金融サービスを提供する。

対応状況

- 全国中央会は一般社団法人へ、都道府県中央会は全て農協連合会へ移行済み。
- 全国中央会が、会員と協議を重ね、JA経営の基盤確立に向けた対応方向を打ち出し、都道府県中央会等と連携して個別農協の支援を実施
- 都道府県中央会と全国中央会が連携して、全国の農協における農業所得向上の取組の成果を全国に横展開

- 全ての農協(貯金量200億円以上)で会計監査人監査を導入済み

- 法定導入義務の対象外の貯金量200億円未満の83農協(R2元年12月現在)についても、農林中金等が監査代替調査を実施
- 都道府県中央会と全国中央会が連携して、個別農協に対し、監査コスト低減のためのコンサル活動を実施。得られた知見を全国に横展開

- 信用事業譲渡実績は9農協(R2年11月末現在)

- 全ての農協は理事等の過半に認定農業者等を選任
一方、女性役員の割合は年々増加しているものの、JAグループの目標には未達(目標:15%以上、2019年度:9.4%)
※ 農産物販売その他農協の事業又は法人の経営に関する実践的能力を有する者

理事等の数 (2019年度)	認定農業者	農産物販売等のプロ※	○ 理事等のうち 女性理事は1,242人 青年理事は 218人
	6,312人	4,831人	

これまでの改革の実施状況②(生産資材関係)

- 農協において、生産資材の有利調達のため、各種割引の実施、低価格資材の取扱拡大などの取組を実施。
- 全農は、肥料の銘柄集約、競争入札の導入等に積極的に取り組み、生産資材価格の引き下げを実現。
- 生産資材の割引や低価格資材の取扱いの推進など、一層の資材価格の引き下げのため取組を継続させ、取組が不十分な農協については農業者の所得向上に資する取組を強化していく必要。

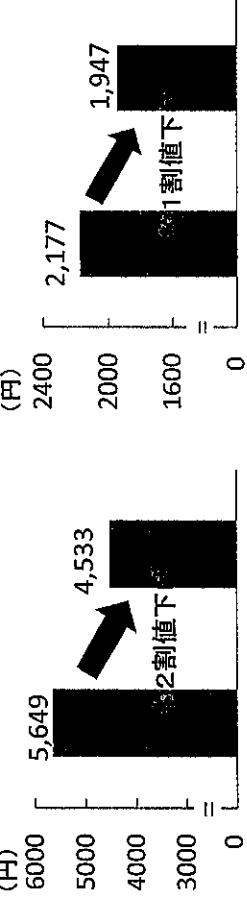
○ 農協の取組事例

取り組むべき改革の方針 西都農協(宮崎県)

<取組の概要>

- ・組合員の年間の営農活動に必要な農薬を一括受注した上で入札を実施し、農業価格約2割引下げを実現。
- ・自己取り(農協の配達センターに組合員自らが農薬・肥料を取りに来る)を開始し、配達コストを削減して肥料価格約1割引下げを実現。

<入札による値下げの例(農薬)>



<「自己取り」による値下げの例(肥料)>



通常販売価格

部会予約価格

(入札実施価格)

○ 全農の主な取組

- ・肥料: 高度化成肥料をはじめとして、銘柄の大幅な絞り込み(550銘柄→25銘柄)と入札の導入により1~3割の価格引下げ
- ・トラクター: 大型トラクターについて、必要な機能の絞り込みや入札方式の導入により、おおむね2割~3割の価格引下げを実現。
- ・市場規模の大きい中型トラクターについても、2割程度価格を引き下げたモデルの出荷を開始(令和2年12月~)。大きな波及効果が期待

実施状況 取り組むべき改革の方針

- ・全農・経済連との調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

実施状況

- 農協において、農業者にメリットで選ばれるよう、農業者の所得向上に向けた生産資材購買事業を見直し、具体的な有利調達のための取組を集中的に実施

(実績例)

- ・早期予約等の各種割引は、95%の農協で実施
- ・低価格資材の取扱い(BB肥料、ジエネリック農薬、大型規格農薬等)は、88%の農協で実施
- ・78%の農協で、全農による生産資材価格引下げの取組(集約銘柄肥料、担い手直送規格農薬、低価格トラクター)を活用した価格引下げを実施
- ・取扱銘柄・規格集約による一括購入、他JAとの共同購入等の仕入条件の有利化による仕入価格の引下げは、76%の農協で実施。

※農協の自己改革に関するアンケート調査(令和元年9月6日公表)より抜粋

これまでの改革の実施状況③(販売事業関係)

- 農協において、作付けの段階からきめ細かい支援等を講じたり、農産物の有利販売のため実需者等への直接販売等の取組を実施し、手取り向上に努めている事例も多数。
- 全農は、中間流通業者への直接販売へ、委託販売から買取販売へ転換する方向を打ち出し、直接販売や買取販売の実績が増加。実需者との提携の拡大やパートナー市場の選別も進めており、農業者のための価格交渉力の強化や販売網の拡大等を推進。
- 実需者への直接販売や外部事業者との連携等を通じて販売網の拡大や価格交渉力の強化を進めरなど、農業者の所得向上に資する取組を継続させ、取組が不十分な農協については取組を強化していく必要。

取り組むべき改革の方向

- ・適切にリスクをとらリターンを大きくするように販路を開拓する。

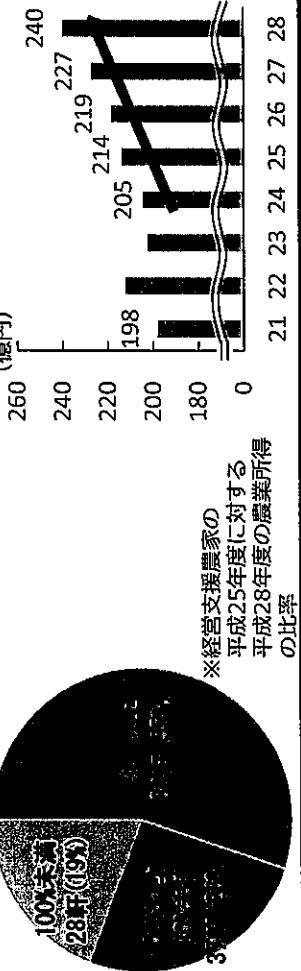
農協の取組事例

○ 農業扶助公團法(静岡県)

<取組の概要>

- ・ 経営支援農家を設定し、生産指導や経営支援を集中的に実施。その結果、経営支援農家の55%が農業所得30%アップの目標を達成。農協の販売事業取扱高も向上。

<農業者の所得向上の分布>



○ 全農の主な取組(販売網の拡大・価格交渉力の強化等)

- ・ 米穀の直接販売・買取販売の拡大 (直接販売)H29:5.2% → R1:64% (買取販売)H29:17% → R1:32%
- ・ 販売網拡大のため、実需者(シロー、デリカフーズ、木徳神糧等)と業務提携
- ・ 全国約600社の青果卸売会社のうち、販売力があり戦略を共有できる84社をパートナー企業に設定
- ・ 国産農産物利用拡大のためのファミリーマートとの資本・業務提携
- ・ 農協に職員を派遣し、経営・販売の課題を共に議論して解決策の実施をサポートするなど経営力・販売力強化を支援

※農協の自己改革に関するアンケート調査(令和元年9月6日公表)より抜粋

実施状況

- 農協において、農業者にメリットで選ばれるよう、農業者の所得向上に向けて農産物販売事業を見直し、具体的な有利販売のための取組を集中的に実施(実績例)
 - ・ 小売業者、地域の飲食店・宿泊施設、外食産業などの実需者への直接販売は、82%の農協で実施
 - ・ 道の駅や小売店舗等の直売コーナーでの消費者への直接販売は、75%の農協で実施
 - ・ 高付加価値化(ブランド化、GI等の知的財産の活用、6次産業化、規格外品の商品化等)の取組は、72%の農協で実施。
 - ・ インターネットを利用した消費者への直接販売は、52%の農協で実施。

これまでの改革の実施状況④(輸出事業関係)

- JAグループの輸出実績は年々増加しているものの、170億円程度にとどまつており、更なる拡大の余地。
- 全農では、海外営業拠点の設置、輸出産地づくり、リレー出荷体制の整備など、国内外での取組を推進。官邸で総理出席の下で開催された閣僚会議(※)でプレゼンし、今後は、目標を改めて設定しつつ、海外に販売チャネルを有する外部事業者との連携も積極的に行なながら、輸出の更なる拡大に取り組むことを表明。
(※「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」(令和2年11月20日))
- 農協が地域をまとめた輸出に取り組んでいる事例や、連合会が農協をまとめて輸出を促進している事例も出てきているなど、グループで連携して進める効果が確認されているところ。

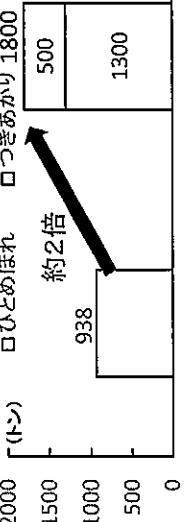
○ 農協の取組事例

取り組むべき重点の方向

- 適切にリスクをとりながらリターンを大きくするように販路を開拓する。

みやぎ登米農協(宮城県)

- 平成15(2003)年に環境保全米(ひとめぼれ)の作付けを開始。販路拡大に取り組み、大手米卸業者の提案をきっかけに、平成30(2018)年産で938トンを輸出。
- 行政の支援を活用すれば輸出米の作付けが最も所得向上につながることを農協が組合員に丁寧に説明し、産地として輸出の機運を高めた。

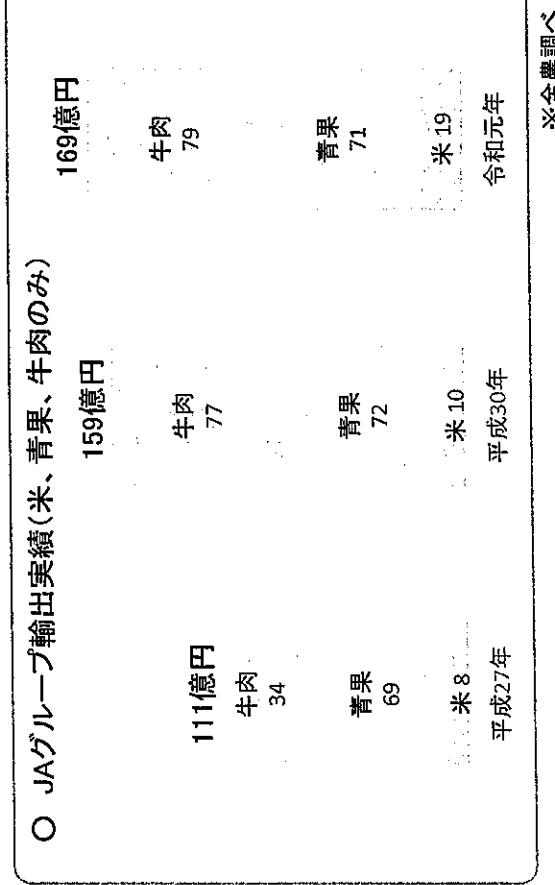


JAグループ栃木(栃木県)

- 東日本大震災後、停止していたいた栃木県のブランド梨「にっこり」の輸出を平成27(2015)年から全農どちぎと県内7JAが連携して再開。震災前の約3倍に拡大。
- 県内7JAが連携することで、海外のニーズに合わせたロットを確保。全農どちぎが輸出手続にかかる事務作業や出荷前検品を請け負うことでも各JAの負担を軽減。



5



これまでの改革の実施状況⑤(最近の取組基軸：他業種との連携の拡大)

- 全農をはじめJAグループは、自己改革の取組を加速する中で、他業種の事業者とも連携しつつ、農業者の所得向上に資する新たな事業領域の開拓にも積極的に取組。
- ビジネス環境やICTなど技術体系の変化・発展がめまぐるしい中、生産・販売・経営管理等に係る各種課題に機動的に対応するため、JAグループの枠にとらわれず、ビジネスシーズや技術・ノウハウを有する外部事業者との連携を一層積極的に推進することで、内外の販路の拡大等による農業者の所得向上につながることから、更なる連携拡大が期待。

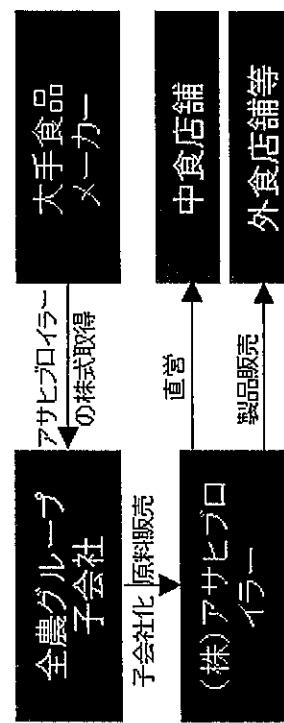
輸出拡大の取組＜PPIH(ドン・キホーテ)との連携＞

- 今年10月に発足したドン・キホーテグループ(PPIH)のパートナーシップ組織(PPIC)に、JA全農インターナショナル(株)が参画。
- 中間業者を介さない形で、巧みな海外販売を展開するドン・キホーテと、生産物の安定供給を担う全農グループが連携し、それぞれの強みを活かして輸出拡大を図る。



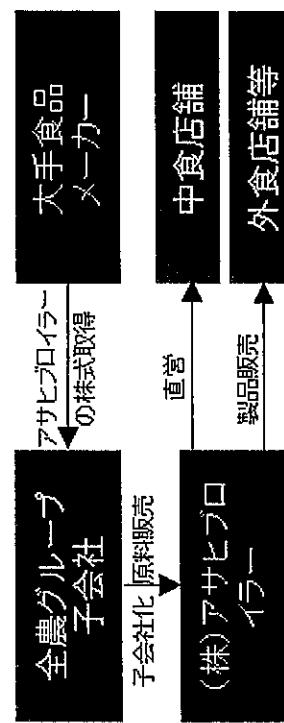
食品メーカーからの子会社株式取得(M&A)

- 全農の子会社が、大手食品メーカーの子会社である(株)アサヒプロイラーを株式取得(M&A)により子会社化。
- これにより、全農グループがこれまで実施してこなかった、総菜販売事業という新規分野に進出。



食品メーカーからの子会社株式取得(M&A)

- 全農の子会社が、大手食品メーカーの子会社である(株)アサヒプロイラーを株式取得(M&A)により子会社化。
- これにより、全農グループがこれまで実施してこなかった、総菜販売事業という新規分野に進出。



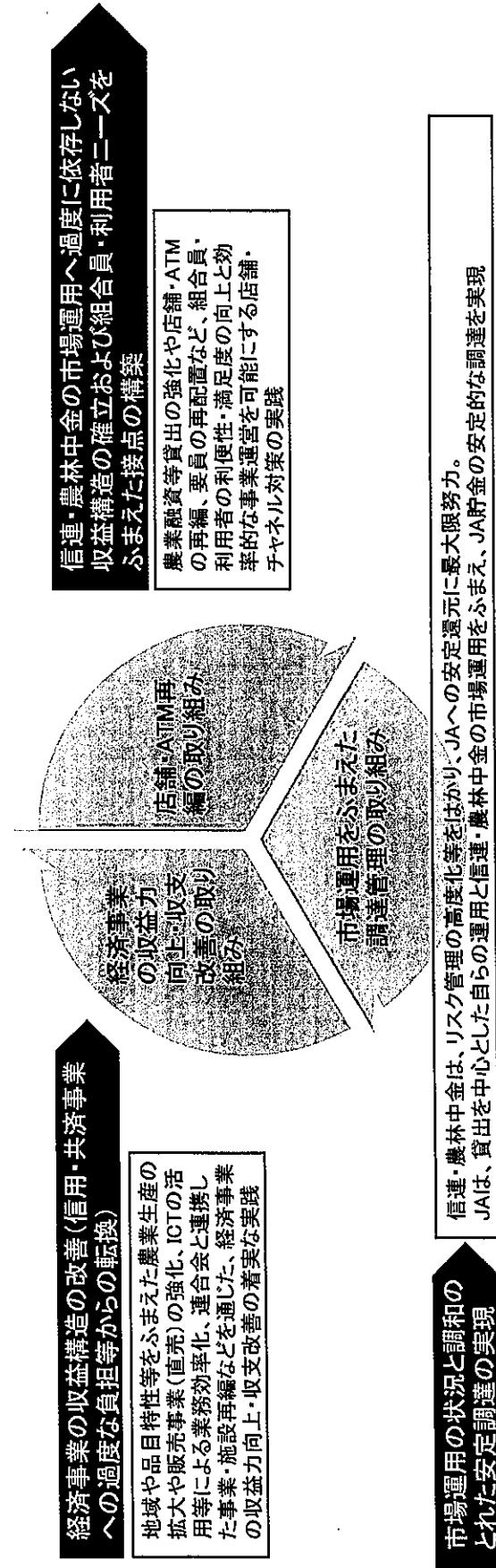
機能① JA等から農畜産物を調達
機能② 産地リレ等による安定供給
機能③ 新たな食材・加工品の提案など

全農グループの役割

JAによる自己改革の取組

- 農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化していくためにも、信用事業をはじめとして農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農業を支える農協経営の持続性をいかに確保していくかが課題。
- JAグループも、このような課題に対応し、「JAグループの自己改革の実践と今後の基本的対応方向」を取りまとめて公表（令和2年4月9日）。

【JAグループの重点取り組みの基本方向】



不斷の自己改革の実践に向けて、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化し、総合事業体として機能発揮

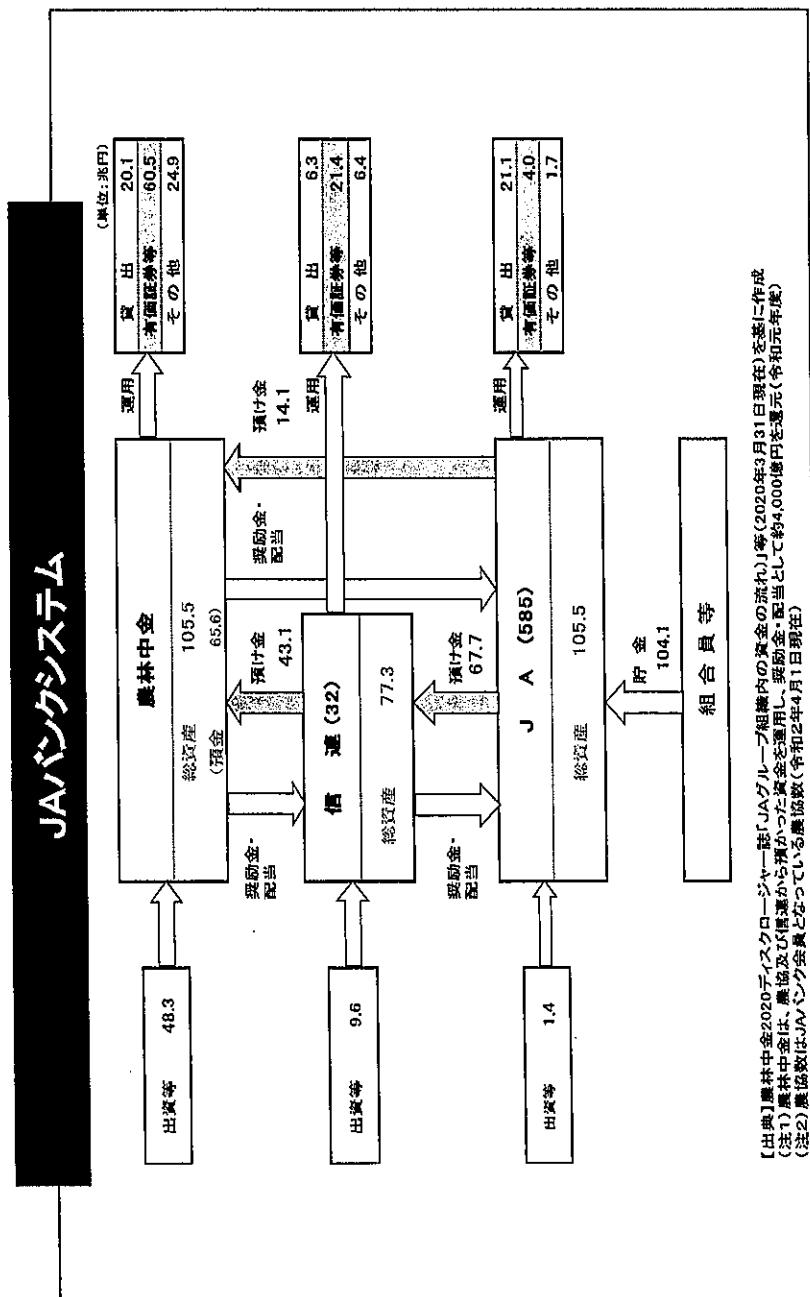
※「JAグループの自己改革の実践と今後の基本的対応方向」(R2.4.9公表)より抜粋

○ 全中会長談話(令和元年6月1日)(抜粋)

厳しい情勢に對応した事業・経営基盤の確立など、課題は残されている。
自己改革に終わりはない。
今後とも、JAグループは自主自律の組織として、組合員・地域とともに、「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向け、自己改革を不斷に進める所存である。

JAPANESE SYSTEM

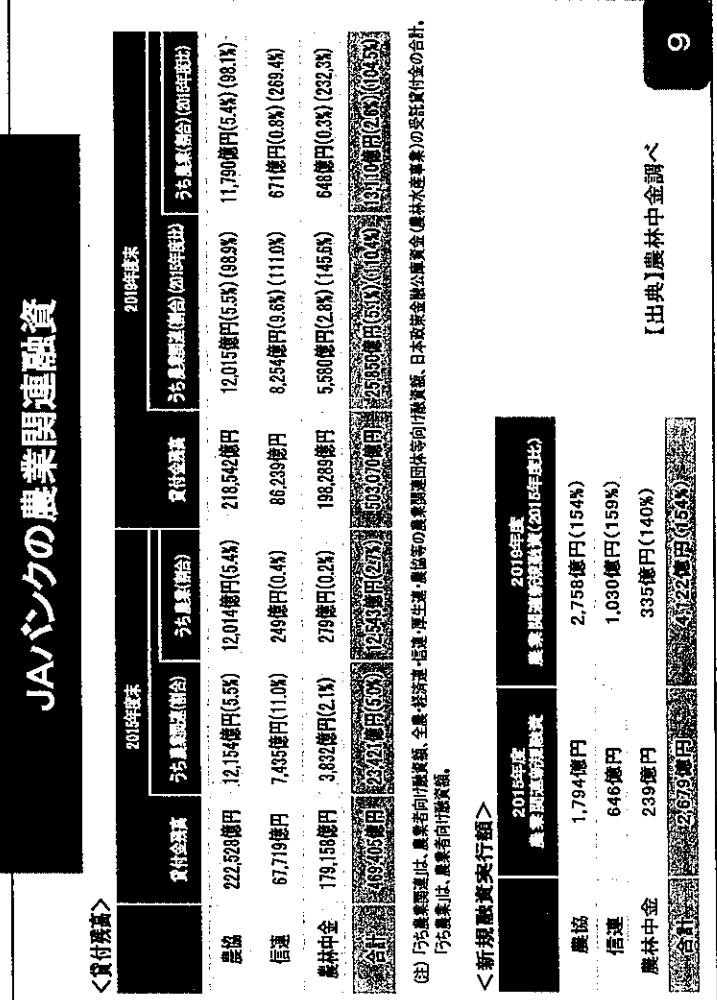
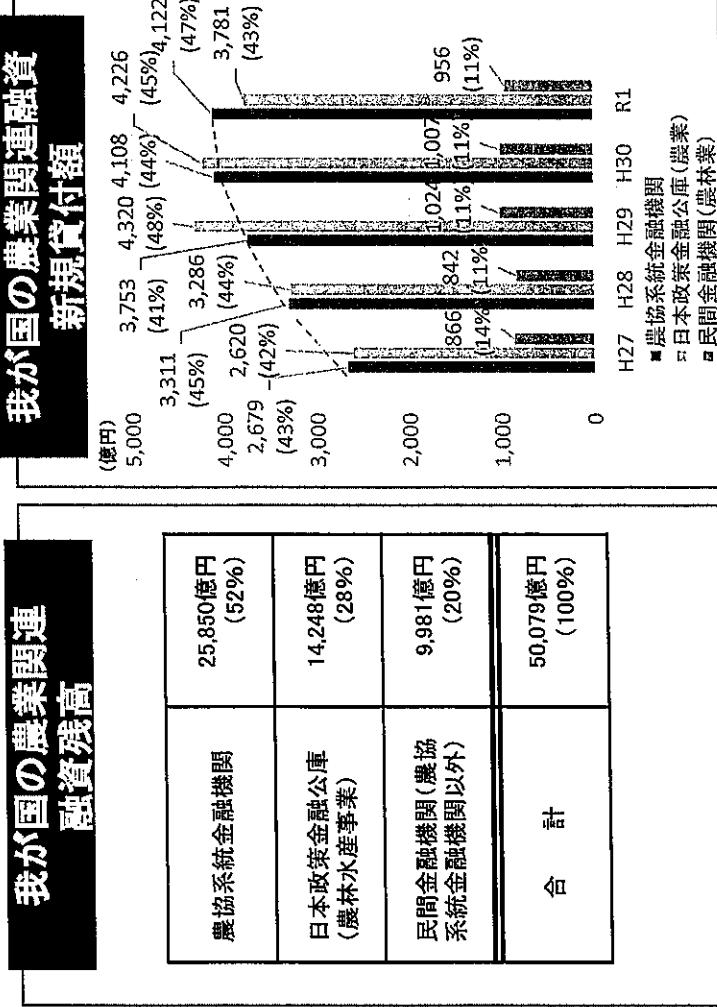
- 全国の農協、信連、農林中金は、JAバンクとして実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立。
農林中金は、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に基づき、JAバンクに係る基本方針を定め、「全国どこでも良質で高精度な金融サービスの提供」、「JAバンク全体として資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用の防止」等を実施。
 - 農林中金は、農業協同組合第1条に基づき、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もつて国民経済の発展に資することを目的とし、農協等から預かった資金について、農林水産業や関連産業への出融資、金融市场における有価証券の運用等により、地方に還元。



〔出典〕興林会金2020 ディスクロージュ一覧「[注1] 資本と[注2] 売掛金合計で約4,000億円を達成(2020年3月31日現在)を達成するに作成」

JA/バンクの農業・農業関連等への出融資の取組①

- JAバンクにおける農業関連融資残高(約2兆5,850億円)は、我が国の農業関連融資残高の約5割を占め、近年、JAバンクによる農業関連融資の新規の貸付額やシェアは増加。
 - 一方、JAバンクの総貸付金残高の約5.1%。
 - JAバンクの中で、現場に近い農協が、農業者のニーズに応えつつ農業関連融資を行うことが基本となるが、JAとして自己改革を推進する中、信用事業部門においても、農業者の所得を向上し、農林水産業の活性化、地方創生につながるよう、営農指導部門等とも適切に連携し、農業者向けの事業融資の強化に取り組むことが重要。
 - この場合、農林中金などJAバンクにおいて、例えば、
 - ・ 農林中金の職員が農協等の融資現場に入り込み、農業者向けの事業融資の審査等に必要なノウハウの提供
 - ・ 農協等の職員が、農業者向けの事業融資の審査を迅速かつ的確に行えるような簡易な審査システムの開発等を行うことが必要。



JAバンクの農業・農業関連等への出融資の取組②

- 農林中金は、農業関連融資以外に、農林水産業の関連産業への融資を約1兆円、投資を約1,000億円行うとともに、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づきアグリビジネス投資育成株式会社（農林中金が約2割を出資）を活用した農業法人向け投資を約100億円実施。
- 農林中金は、有価証券等による運用で得られた収益を地方に還元しているが、これとともに、農業者の所得向上につながるような関連産業への投融資等を通じ、例えば、
 - ・ 食品製造業者、外食産業、スーパー等の小売店とともに国産農産物の利用促進や高付加価値化
 - ・ 生産資材メーカー等とともに生産コストの効率化等
 - ・ 食品流通業者とともに流通コストの削減や高付加価値化にかかるICT技術等を活用した農業分野における技術開発
 - ・ 丁企業とともに農業者のコスト削減や高付加価値化にかかる販路開拓等の輸出促進
 - ・ 輸出を支援する地域商社等とともに賃金サイクルを地方で作っていく必要。

○ 農林中金の最近の取組事例

国産農産物の利用拡大(ファミリーマート)

- ・ 全農と農林中金は、伊藤忠商事㈱とファミリーマートの4者による業務提携を行い、国産農産物利用拡大、農業生産の拡大や地域の活性化に取り組む。

【実現を目指す項目】

- ・ 店頭販売・中食原材料等への国産農産物の展開
- ・ 物流コストの削減(伊藤忠・ファミリーマートの物流網の活用)
- ・ JA購買店舗の活性化(ファミリーマートのノウハウの取り込み)

農業ICT(inaho株式会社)

- ・ 農林中金などJAグループ8団体が社員として参画する(一社)AgVenture Labでは、JAアクセルラータープログラム※により、inaho株式会社を支援。
- ・ 同社は、農作物自動収穫ロボットのサブスクリプション(Robot as a Service)をモードル展開。



アグリパート(規格外野菜の販売)

- ・ 農林中金は、規格にこだわらない旬の農産物を全国の产地から仕入れ、新鮮な状態のまま消費者に届ける「旬ハーブランド」の青果店・惣菜店を運営する(株)アグリパートに出資。
- ・ 規格外青果の取扱い拡大、産直取引による青果流通の合理化・効率化を企図。

輸出促進支援(ドン・キホーテ)

- ・ 農林中金は、アジアで店舗展開を進めるドン・キホーテと、農業法人(3社)及び全農を輸出商談でビジネスマッチング。
- ・ 農林中金及びび信連で、ドン・キホーテ向け融資も対応。
- ・ サツマイモのシンガポール輸出の増加に貢献。

組合員の事業利用の現況

- 准組合員の事業利用に関する規制の在り方にについては、改正農協法の施行日から五年を経過する日（※令和3年4月1日）までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況について調査を行い、検討を加えて、結論を得ることとされている。
- これまでの調査において、信用事業のうちの貸出を除き正組合員の利用が准組合員の利用を上回る結果。

組合員の事業利用調査の状況

- 正・准組合員の「事業利用の状況」についてこれまで2回の調査を実施。調査結果の傾向はおおむね同様で、
 - ① 共済事業と購買事業については、正組合員の事業利用が中心となっている一方、
 - ② 信用事業のうち貸出しについては、准組合員の事業利用が正組合員を上回っている。

	合計	正組合員	准組合員	組合員以外の者
信用事業 (貯金額)	第1回	約103兆円	42%	34% 24%
	第2回	約103兆円	42%	34% 24%
(貸出金額)	第1回	約22兆円	35%	47% 18%
	第2回	約22兆円	34%	49% 17%
共済事業 (掛金の額)	第1回	約5兆円	60%	30% 11%
	第2回	約5兆円	62%	28% 10%
購買事業 (供給高)	第1回	約2兆円	71%	14% 15%
	第2回	約2兆円	72%	14% 14%

（調査結果について、「第1回」は令和元年9月に、「第2回」は令和2年9月に、それぞれ公表）

組合員の組織運営への参画状況

- 規制改革実施計画(令和2年7月)において、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずることとされている。
- 農協において、正組合員はもちろん、准組合員の意見・要望も把握して、事業を運営していくことが求められ、優良事例を参考にしつつ、各農協において准組合員の意思反映の方策を検討することが重要。

准組合員の声を把握する取組

1 准組合員の声を把握し、農協運営に反映する取組の例

- 対話・訪問活動やアンケート調査を行い、事業運営に反映
- 店舗利用者懇談会・利用者モニターに選定し、積極的に意見聴取
- 集落座談会・支店運営委員会への出席を積極的に呼びかけ、議論を活発化
- 准組合員だけの利用者組織を設置し、活発な意見交換を促進
- 総(代)会への積極的な出席を呼びかけるほか、准組合員にも総代として総代会に参加してもらい、その意見を積極的に聴取
- 准組合員を理事、監事又は経営管理委員に登用

2 個別の農協の取組例



- 正・准の組合員の意思反映につなげるため、「総会」、「集落座談会」、毎月の「組合員訪問」等を通じ、積極的にニーズを把握。
- 集落座談会を春・秋の年2回、83会場で開催。毎回参加者の3割は准組合員であり、議論が活発化。
- 集落座談会で出された意見・要望を検討し、その結果を組合員にフィードバック。事業運営へ反映する取組も推進。
- 総会出席者約1,700人のうち約4割を准組合員が占め、農協運営に積極的に参画。総会での活発な議論につながっている。

1. 農協において、農業者の所得向上に向かた終わりのない改革に自律的に取り組み続けていくにはどうすべきか。
→ 各農協において、農業者の所得向上のための具体的な行動(※)を実行していく仕組みを体系统化。
※ 小売業者など実需者への直接販売や食品産業など外部事業者の連携のような販売網の拡大・価格交渉力の強化のための取組など農業者利益の拡大のために行う具体的な自己改革の内容等
2. 農協において、自己改革を継続して、健全で持続性のある経営を確立するにはどうすべきか。
→ 各農協において、中長期の収支等の見通しを適切に立てて経済事業の収益力向上に取り組み、全農等は、生産資材価格の引下げ、輸出、輸入、他業種連携、販売網の拡大等に果敢に取り組み、農協の取組を支援。
3. 農林中金などJAバンクにおいて、農業者の所得向上に向け、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等を通じ生きた資金の循環サイクルを地方で作るべきではないか。
→ 農林中金などJAバンクとして、農業者の所得向上のための農林水産業や関連産業向けの投融資活動を自ら目標を設定して着実に推進。
4. 農協において、准組合員の事業運営における意思反映やその事業利用の在り方にについてどう考えるべきか。
→ 各農協において、優良事例を参考に准組合員の意思を事業運営に反映する仕組みを構築。その事業利用については、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点を踏まえ、自己改革の支障とならないよう、組合員の判断に基づくものとする。
5. 行政においても、農協によるこれらの取組の継続的な実施を確保していくにはどうすべきか。

II みどりの食料システム戦略、中間取りまとめ案公表 — カーボンニュートラルに対応した中長期的な政策方針 —

1. これまでの経緯

- 3月5日、農水省は環境負荷の軽減と農業生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針「みどりの食料システム戦略」の中間取りまとめ案を公表した。
(中間とりまとめ案の概要等は別紙1を参照)

10月16日：

・野上農林水産大臣が、SDGsや環境への対応強化が求められる中、我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、「みどりの食料システム戦略」の検討を指示。

12月15日：

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂に本戦略の検討を位置付け

12月21日：

大臣を本部長とする「みどりの食料システム戦略本部」を農水省に設置。

1月8日～3月

生産者・食品事業者等と当省幹部との意見交換を計18回実施（平地・中山間・離島、水田、畑作、果樹、野菜、花き、茶、畜産、林野、水産の生産者、家族経営、JA、法人協会、企業等を対象）

（主な意見） ※農水省HP公開資料より抜粋

- 1月8日：（公社）日本農業法人協会
有機については、日本ではマーケットの拡大余地が大きく、まだまだ伸びる。消費者の意識改革・支持が鍵。「みどりの食料システム戦略」で、消費を活発させる戦略をもう少し強く謳ってほしい。
- 1月14日：JA全中
生産者に加え、消費者も環境に対する意識の転換が重要。作り方や購入にあたっての考え方などを大きく変えられるよう、国民運動の一環として展開していくことが必要。
- 1月26日：生産者（露地野菜・果樹）
環境に優しい農業を進めていくためには、消費者にもその価値を認識してもらうことが大切。
- 2月8日：生産者（若手・家族経営）
化学農薬削減に関して、EUや米国といった乾燥地帯を念頭とした考えに基づく50%削減は厳しい。
- 2月17日：農薬製造業者
我が国の農業現場は、欧米と比べ、耕地面積が狭く、多くの品目を栽培している中

で、気候の問題もあり病害虫の圧も大きい。このような日本の特殊性があることを認識する必要。

○ 2月17日：有機農業関係者

有機JAS認証が広がらない理由は、費用が全て生産者負担であり、毎年検査を受けなければならず費用がかかる一方、費用に見合う価格で販売できる補償はないことがある。

※農水省がまとめた主な意見は別紙2を参照

- なお、菅首相は1月18日の今国会開会日に行われた施政方針演説においても「グリーン社会の実現」を掲げており、カーボンニュートラル（脱炭素）等を強調している。

【1月18日菅首相の施政方針演説より抜粋】

(グリーン社会の実現)

二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。

過去に例のない二兆円の基金を創設し、過去最高水準の最大十%の税額控除を行います。次世代太陽光発電、低コストの蓄電池、カーボンリサイクルなど、野心的イノベーションに挑戦する企業を、腰を据えて支援することで、最先端技術の開発・実用化を加速させます。

水素や、洋上風力など再生可能エネルギーを思い切って拡充し、送電線を増強します。デジタル技術によりダムの発電を効率的に行います。安全最優先で原子力政策を進め、安定的なエネルギー供給を確立します。二〇三五年までに、新車販売で電動車一〇〇%を実現いたします。

成長につながるカーボンプライシングにも取り組んでまいります。先行的な脱炭素地域を創出するなど、脱炭素に向けたあらゆる主体の取組の裾野を広げていきます。CO₂吸収サイクルの早い森づくりを進めます。

世界的な流れを力に、民間企業に眠る二百四十兆円の現預金、更には三千兆円とも言われる海外の環境投資を呼び込みます。そのための金融市場の枠組みもつくります。グリーン成長戦略を実現することで、二〇五〇年には年額百九十兆円の経済効果と大きな雇用創出が見込まれます。

世界に先駆けて、脱炭素社会を実現してまいります。

2. 中間取りまとめ案のポイント

- 中間とりまとめ案では、2050年までに化学農薬の使用量半減、化学肥料の使用量3割減、有機農業を全農地の25%に拡大等といった、これまでの生産体系を大きく転換する方針・数値目標が提示されている。

【みどりの食料システム戦略が目指すKPI（重要業績評価指標）】

※中間取りまとめ案より農業関係抜粋

- ① スマート防除技術体系の活用や、リスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、2040年までに、多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減を目指す。
- ② 2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。
- ③ 2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確立する。これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の25%（100万ha）までの拡大を目指す。（※国際的に行われている有機農業であって認証を受けていないものを含む。）
- ④ 農林水産省地球温暖化対策計画の改定・実践を通じ、2050年に農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現を目指す。
- ⑤ 2030年までに、施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指す。農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。
- ⑥ 2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。
- ⑦ 2030年度までに、事業系食品ロスを2000年度比で半減させることを目指す。
- ⑧ 2030年までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性が3割以上向上することを目指す（H30基準）。
- ⑨ 2030年までに、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。
- ⑩ 2030年までに流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を10%に縮減することを目指す。

3. 農林水産大臣記者会見

- 3月5日、野上農林水産大臣は記者会見において、みどりの食料システム戦略について問われ、2050年に目指す姿等を説明した。

- また、今後のスケジュールとして、農水省は3月26日の本部で中間取りまとめを決定、5月までに戦略策定を予定している。

【3月5日野上農林水産大臣記者会見概要（HP公開資料より関連部分抜粋）】

記者

本日、自民党に示された、みどりの食料システム戦略の中間取りまとめ案についてなんですかけれども、まず、こちらで、化学農薬・化学肥料の削減ですかとか、有機農業拡大で意欲的な目標を掲げていると思うんですが、こういった大きな目標を掲げたねらい、何故それが必要かというところと、実現のためには何が必要だと考えているか、そのために農水省として何をやっていくか、お考えをお聞かせください。

大臣

昨年10月にですね、食料・農林水産業の生産力向上と、持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針としまして、「みどりの食料システム戦略」の検討を指示をしまして、現在、省内本部を立ち上げて、精力的に検討を進めているところであります。1月からですね、生産者や食品事業者等、幅広い関係の皆様と意見交換を行ってまいりまして、これを踏まえて、今回作成した中間取りまとめを行いました。2050年に目指す姿としましては、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現ですか、あるいは化学農薬の使用量の50パーセントを低減、また、化学肥料の使用量の30パーセント低減、有機農業の取組面積を25パーセントに拡大、持続可能性に配慮した輸入原料調達の実現等を掲げているところであります。例えば、有機農業の拡大のねらいとしましては、海外の肥料原料などに依存せずですね、地域の自然環境により生産を行うことで、環境負荷の低減に貢献すること、あるいは、生物多様性の保全ですか、地球温暖化防止といった、SDGsの達成に貢献すること、あるいは、国内外で、今、有機食品の市場が拡大しておりますので、その需要に応じた生産の拡大ですか、輸出の拡大が可能であること、また、農業に新たに参入を検討されている方の相当数ですね、有機農業に取り組もうとしておりまして、こうした方々が取り組みやすい環境を整えていくということなどもあると思います。さらに、EUなどですね、世界各国が有機農業を拡大する戦略を打ち出している中でですね、アジアモンスーン地域に属する日本としても、有機農業の拡大について意欲的な目標を掲げて、積極的に取り組む姿勢を示していくことが必要であると考えております。今後、審議会ですね、御議論をいただきまして、3月26日の本部で中間取りまとめを決定をして、5月までに戦略を策定をしていきたいと思っております。この戦略、これまでにない新しい施策でありますので、引き続き、省一体となってですね、現場の声に耳を傾けながら、また、関係者への説明を丁寧に行ってですね、我が国の食料・農林水産業の課題に応えて、将来を担う若い方々にですね、希望を持っていただけるような、良い戦略を策定してまいりたいと考えております。（略）

記者

みどりの食料システム戦略の方に戻りまして、意欲的な目標ということですね、この達成には、やはり農業者、また消費者等のですね、理解がなければ、なかなか進まないのかなとも思うんですけども、そのあたりはですね、どのように理解や支持を広げていくお考えでしょうか。

大臣

今ですね、この戦略の策定におきましても、幅広い関係者の皆様の御意見をお聞きしながら意見交換を行っておりますし、今後も、消費者の方々の理解を得ていくというのも極めて重要なことでありますので、このような戦略の策定を含めてですね、しっかり発信をしていきたいと考えております。

みどりの食料システム戦略 中間取りまとめ（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年3月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害

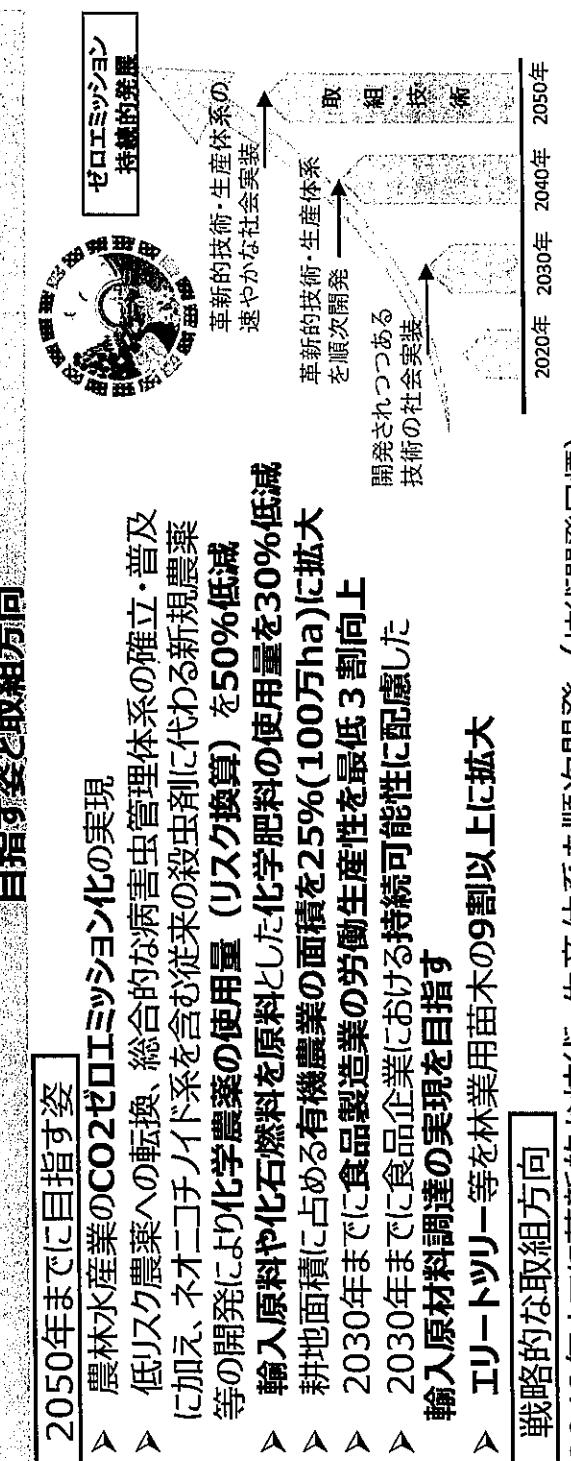
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化

- 国際ルールメーキングへの参画

- 「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

- 「農業イノベーションアジャソンド」
(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

- 農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**



今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセントクロスアンクス要件を充実。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセントクロスアンクス要件を充実。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセントクロスアンクス要件を充実。

※ 革新的な技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制を見直し。

経済 持続的な産業基盤

・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）

・国産品の評価向上による輸出拡大
・新技術を活かした生産者のこそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
・地域資源を活かした、多様な人々が関わる持続的な循環社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

・環境と調和した食料・農林水産業
・化石燃料からの切り替によるカーボンニュートラルへの貢献
・化学肥料・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメーキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略 中間取りまとめ（具体的な取組）

～森林・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目標に実現へ

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・
脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
 (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
 (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発
- ～期待される取組・技術～
- 地産地消型エネルギー・システムの構築
 - 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
 - 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
 - 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

2. イノベーション等による持続的生産体制への転換

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
 (2) 機械の電動化・資材のグリーン化
 (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
 (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
 (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
 (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- マート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合的病害虫管理、土壤・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化、脱力生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- ポートツリー等の開発・普及、人工林資源の権利利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

3. ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- ✓ 雇用の増大
 ✓ 地域所得の向上
 ✓ 豊かな食生活の実現

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
 (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
 (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
 (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
 (5) 持続可能な水産物の消費拡大

4. 環境にやさしい持続可能な加工・流通の促進

- ✓ ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- ～期待される取組・技術～
- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
 - 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
 - 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

生産

- (1) 持続的生産体制への転換
 (2) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
 (3) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
 (4) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
 (5) 水産資源の適切な管理

- ～期待される取組・技術～
- マート技術によるピンポイント農薬散布、次世代総合的病害虫管理、土壤・生育データに基づく施肥管理
 - 農林業機械・漁船の電化、脱力生産資材の開発
 - バイオ炭の農地投入技術
 - ポートツリー等の開発・普及、人工林資源の権利利用の確立
 - 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

意見交換で出された主な意見

総論	<ul style="list-style-type: none"> ○本戦略の方向性は賛成。次の世代が農林水産業に取り組む環境を少しでも良くしたい。 ○本戦略は我々の認識や方向性と一致しており、共に取り組んでまいりたい。 ○環境に優しい農業は、今後必ず求められる。将来に向けて、環境に良い農業を残すことは必要。 ○機械が大型化し、化石燃料の消費も多くなる中、持続可能な農業や暮らしを考えた中では、待ったなしの政策、戦略である。 ○世界の潮流や世界規模の気候変動を鑑みると、本戦略に基づいた取組は非常に重要。確実に担い手(は)減少していくことを考えると、生産性の向上と持続性の確保はどうやらも大事。 ○本戦略が、調達、生産、加工・流通、消費を一つの輪としてどちらに非常に可能性を感じる。 ○日本の有機農産物は外国でも需要があることから、輸出戦略としてもオーガニックを推進することは重要。 ○脱炭素化は、技術開発の加速化と農業者・消費者・流通業者等の認識の転換等、しっかりと環境が整えば、実現できる。強いメッセージを打ち出し、国民運動として展開すべき。
数値目標 (農業、肥料、有機)	<ul style="list-style-type: none"> ○現場が納得し、関係者が大きく変わつていてどう意欲を持って取り組める具体的な数値目標が必要。2050年に向けて、野心的な高い目標をしつかりと掲げてほしい。 ○現状の技術で、化学農薬5割削減、化学肥料5割削減も難しくない。 ○有機農業について、EUは果樹・牧草を中心だが、日本(は)コメの有機栽培技術ができるため、水田で野心的な目標を立てることで、EU並みの有機面積25%（100万ha）への拡大も可能ではないか。飼料用作物もポイントになると思う。 ○果樹については、気候の違いもあり、現行技術では欧米と同じ考え方での化学農薬の削減は難しい。
その他留意事項・ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○農薬や肥料を減らすことでの生産コストや収量への影響が不透明。農業者の所得が十分に確保できる持続可能な経営が重要。 ○農薬の大幅削減には慣行栽培を行う農家の意識と知識を変える必要。農薬の代替技術や耐性品種の開発、JAや県の普及センターによる指導体制や、減農薬への転換に伴い、減収した場合の支援が必要。 ○省力化や低コスト化などの多様な取組モデルの提示など、地域の実態を踏まえた取組を推進すべき。 ○化学農薬・肥料の削減は、コストや労力の削減につながる事例がある。先進的な取組を横展開すべき。 ○環境に優しい農業を消費者に認識してもらいい、価値を認めさせていただくことが重要。子供達への食育が大切。 ○有機農業の面積拡大には、有機農産物の需要拡大とともに、生産面では耕畜連携、品種開発、地域に応じた栽培技術、隣地との関係やドリフト問題、地域の取組体制などが課題。

意見交換で出された主な意見（品目・業種別）



- 水稻では、化学農薬・肥料の低減技術が進んでおり、吸量や品質への影響も少なく、コストや労力も減らすことなどが可能。
- コスト低減の観点から、海外から輸入する有機質肥料の方が場合によつては安い。
- 有機の水田面積の拡大に向けた課題は除草。現状では、家族経営にとって高価な最新機械の導入は難しいが、方向として進んでもいい。

- 化学農薬の低減は、現状の品種では定期的な予防防除を要するため難しい。2050年に向け、ドローンによるセンシング技術の向上、育種技術の進展に期待し、予防散布を減らしていく必要。また、農薬や肥料の使い方を正しく理解している生産者が少ないのでないか。
- 化学農薬は、農産物が海外に輸出された際、そこから別の国へ輸出されることも考慮し、どのような国の基準にも対応できるようにすべき。

- 現状のドローン防除やトラクタ自動走行に加え、ピンポイント防除、可変施肥の活用により、化学農薬・化学肥料とも50%程度の減は可能。
- IPM（総合的病害虫防除）を知らない生産者が多い。また、緑肥と微生物資材の活用により、化学肥料を低減可能。
- 耕畜連携、有機肥料の活用促進には、土壤分析による土壌のイオンバランスや微生物の多様性・数の把握・評価が重要。

- 施設栽培は、冬季の暖房用に化石燃料を燃焼。また、ヒートポンプの活用やCO₂の局所施用によりCO₂の低減が可能。ヒートポンプの導入支援、地域の工場やごみ焼却との連携によるCO₂回収・利用が必要。
- 化学農薬の低減には生物農薬（天敵）の活用、初期防除が重要。一方、養液栽培の場合、現状では化学肥料の低減は容易でない。
- 夏場の天敵であるハダニが樹木に上らないよう、下草を刈らないことで有機農業の環境を整えることが可能。行政側の情報発信にも期待。

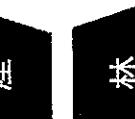
- ネオニコ不使用、誘蛾灯により化学農薬・化学肥料の3割減を目指しており、将来は化学肥料9割減が可能と思料。
- 果樹は野菜と異なり、養分が根から吸収されるため、化学肥料の使用量がゼロでも飼料の開発などに期待。
- 夏場の天敵であるハダニが樹木に上らないよう、下草を刈らないことで有機農業の環境を整えることが可能。行政側の情報発信にも期待。



- 畜農家と耕種農家が離れている場合や中山間地域においても、堆肥や稻わら等の流通が行えるような仕組みや技術開発が必要。
- 畜農家の努力で牛からのメタン発生の抑制は困難なので、品種改良や飼料の開発などに期待。
- 有機比賃行の価格差が埋まらなければ消費拡大は難しく、EUのようにコストのかかり増し分への支援があるといい。



- 森林のCO₂吸収能力の強化、林業現場での排出削減、石油代替製品としての木材利用の推進が必要。
- 吸収量の増加のためにには高齢木を伐採して再造林を続ければ再造林を統合する環境づくりが重要。
- 改質リグニンは、プラスチックの代替製品として使用可能であり、山元で工場を作れば地域所得を作れるため、山村振興にもなる。



- 海水温の上昇など肌身を感じており、持続性の確保と環境負荷軽減は取り組むべき大きなテーマ。
- 養殖業では、輸入原料に頼らぬ魚粉代替原料などの開発は重要な課題、沖合養殖や陸上養殖は環境負荷軽減の面から期待。
- ブルーカーボンは避けられない課題で、外國では海藻の吸収源以外の利用も考えられている。



- ※ 漁業関係者との意見交換会を3月8日に実施予定。

農政をめぐる情勢

令和3年3月25日

280部

編集・発行
印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉